

令和6年度アドバンス・ケア・プランニング(ACP)推進事業 仕様書(案)

第1 委託する事業の内容は次のとおりである。

1 目的

近年の高齢多死社会の進行に伴う在宅や施設における療養や看取りの需要の増大を背景に、県民一人ひとりが最期まで自分らしく尊厳をもって生きられるよう、人生の最終段階において提供される医療やケアおよび、自分が何を大切にして、どのように生きていきたいのかについて、アドバンス・ケア・プランニング(ACP:人生の最終段階の暮らし方と医療・ケアについて、本人が家族等や医療・ケアチームと事前に繰り返し話し合うプロセス)(以下「ACP」という。)の概念を盛り込み、県民への啓発および医療・介護の現場における人材育成と普及を図ることを目的とする。

2 履行期限 契約の日から令和7年3月28日

3 対象者 県民および県内に勤務する医療・介護関係者等を対象とする。

4 業務内容

(1)検討会の実施

ア 内容

県民一人ひとりが最期まで自分らしく尊厳をもって生きられるよう、人生の最終段階において提供される医療やケアおよび暮らし方の支援について検討するため「人生の最終段階における暮らし・医療・ケア検討会議(仮称)」(以下「会議」という。)を設置する。

イ 協議内容

会議は、前項アの目的を達成するため、次の事項について協議する。

- ① 人生の物語の中にある思い、ピース(piece)を集める支援に関する事。
- ② 人生の最終段階において提供される医療及びケアのあり方に関する事。
- ③ ACPによる意思決定の体制整備に関する事。
- ④ ACPの普及啓発に関する事。
- ⑤ その他、目的を達成するために必要な事項。

ウ 組織

会議の委員は、人生の最終段階における暮らし・医療・ケアに携わる医療関係者・介護関係者、学識経験者、関係団等で構成する。

エ 回数

3回

(2)研修会の実施

ア 内容

「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」の理解を深め、それに則り人生の最終段階における医療・ケアに関する意思決定等

の際に、本人や家族等への適切な相談に乗ることができる人材を育成するための研修会を開催する。

イ 回数

1回(全県域を対象とする)

ウ 場所

委託者と受託者とが協議のうえ、県内の適切な場所または Web 開催を決定する。

エ 時間

7時間

オ 参加者

医師、歯科医師、薬剤師、看護師、ケアマネジャー、理学療法士等のリハビリ職、地域包括支援センター職員、市町担当者等(30名程度を想定)

カ その他

グループワークを取り入れ、実践的な研修とすること。また、令和 6 年度研修修了者を指導者として育成し、令和7年度以降に研修講師として活用できるような研修内容とすること。

(3) 県民向け普及啓発資材の作成

ア 内容

県民のACPへの理解が深まり、医療の分岐点で決断を迫られる形以外のタイミングで、自ら人生の最終段階の医療・ケアについてあらかじめ家族等とともに考える機会を作ること。いざというとき、医療的な情報提供を受けたうえで実際の決定すべき課題と向き合う素地ができ、適切な意思決定支援を実践できるための冊子等を作成し、市町等へ配付する。

イ 部数

市町、地域包括支援センター、病院、在宅療養支援診療所に紙媒体 1 部、計 400 部。電子媒体も取得できるものとする。

ウ その他

啓発資材の内容は、会議で各委員からの意見を反映して作成すること。

第2 委託事業契約書等、提出部数は次のとおりである。

契約書 2部

第3 業務完了報告書等、提出部数は次のとおりである。

ア 業務完了報告書【様式1】 1部

(事業終了後1ヶ月以内または令和7年3月28日までのいずれか早い時期)

第4 個人情報の取り扱いについて

個人情報については、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守しなければ

ならない。契約終了後又は契約解除後においても同様とする。

第5 暴力団等排除措置について

受託者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等(以下暴力団等という。)による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 委託者に報告すること。

エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。

第6 受託者が第5のイ又はウの義務を怠ったときの、落札資格停止等の措置について、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。